

2020年5月8日

各位

クリアスライフグループ

問合責任者 株式会社クリアスライフ

総務法務室長 南方大典

TEL:03-6824-9500

「緊急事態宣言」延長による当社業務体制のお知らせ

平素より格別のご厚情を賜り、誠に有難うございます。

5月4日、政府からの「緊急事態宣言」延長を受け、当社グループは、グループ従業員の健康管理ならびに皆様方の安全確保を第一に、引き続き在宅勤務(テレワーク)を中心とした業務体制を実施させていただき、感染拡大防止を強化する体制で業務をまいります。

実施期間:2020年4月9日(木)～2020年5月31日(予定)

※終了時期につきましては、政府や東京都からの外出自粛要請などを踏まえ、状況によって変更させていただきます。

上記期間中は、出勤する従業員が相当数減少することから、ご愛顧いただいておりますお客様、関係者の皆様には、当社グループの各部署への電話がつながりにくい場合がございますため、担当者宛のメールや当社 Web サイトのお問い合わせ (<http://www.clearthlife.co.jp/policy-inquiry/>) からご連絡いただけますと幸いに存じます。

大変ご不便をお掛けすることもあるかもしれませんが、今般の事情をご理解のほど何卒ご協力を賜りますようお願い致します。

以上